

令和 4 年 第 3 回 定 例 会
陳 情 文 書 表

自 陳情第 8 号
至 陳情第 10 号

陳情 番号	件 名	付 託 委員会	審 査 結 果				頁
			日	委員会	日	本会議	
8	アスベスト建材製造企業の補償基金への参加・協力に向けた環境整備、建設アスベスト被害全面解決を求め、国への意見書を求める陳情						1
9	採択された陳情・請願の処理状況の公表を求める陳情						2
10	若松町二丁目地区の地区計画の理念に反した現計画の見直しの指導について求める陳情 - 若松町二丁目5番地の40における22戸7畳ワンルームの狭小住宅の計画見直し -						3

陳 情 番 号	8	受理年月日	令和4年8月18日
陳情人住所氏名	府中市晴見町2 - 15 - 5 東京土建一般労働組合府中国立支部 執行委員長 宮 澤 和 也 署名2, 198人		
件 名	アスベスト建材製造企業の補償基金への参加・協力に向けた環境整備、建設アスベスト被害全面解決を求め、国への意見書を求める陳情		
〔陳情趣旨〕 本陳情は、アスベスト建材製造企業が責任を認め、アスベスト建材製造企業の補償基金への参加・協力に向けた環境整備を行うこと、また、全ての建設アスベスト被害者を救済するため、「アスベスト建材製造企業の補償基金への参加・協力に向けた環境整備、建設アスベスト被害全面解決を求め、国への意見書提出」を、貴議会にお願いするものです。			
〔陳情理由〕 今回陳情書を提出するに至った理由は二点あります。 一つ目は、アスベスト建材製造企業が製造責任を果たしていないことです。神奈川、大阪、京都の最高裁判決の中でアスベスト建材製造企業に対し、賠償命令が下されました。しかし、アスベスト建材製造企業は裁判で敗訴したときのみ賠償金を払うという姿勢を崩していません。アスベストを製造していれば、どの現場で使用した等の違いはありますが、アスベストのばく露の原因を担ったことに違いありません。そのため、アスベスト建材製造企業の補償基金への参加・協力に向けた環境整備を求めます。 二つ目は、全ての建設アスベスト被害者が救済されていないことです。現在のアスベスト給付金制度は賠償責任期間が設けられており、責任期間に含まれない方は対象外となっています。さらに、屋外で作業されていた方はアスベストをばく露する可能性が低いという理由で賠償責任が認められていません。全ての原告は、専門医よりアスベストが原因だと診断された方です。アスベストが原因だと判明しているにもかかわらず、賠償期間の設定があり、屋内で作業をしていることに限定されてしまった結果、賠償責任が認められない原告がいるのは不合理です。 以上のことから、貴議会より「アスベスト建材製造企業の補償基金への参加・協力に向けた環境整備、建設アスベスト被害全面解決を求め、国への意見書提出」をお願いします。			
付託する委員会			

陳 情 番 号	9	受理年月日	令和4年8月19日	
陳情人住所氏名	府中市宮西町5 - 2 - 9 田 邊 康 志			
件 名	採択された陳情・請願の処理状況の公表を求める陳情			
〔陳情理由〕 <p>現在、府中市では、請願及び陳情が採択されても、その後採択された陳情及び請願事項に対してどのような対応がされたかが陳情及び請願の代表者を含め市民に報告されていません。</p> <p>例えば、国立市では、採択された請願及び陳情に対して、市長はどのような対応をしたかを例年第1回と第3回の市議会定例会で報告し、その内容は「陳情及び請願の処理状況について」として国立市のホームページ上に掲載されています。</p> <p>また、立川市では、陳情及び請願が採択された後、市長はそれらにどのように対応したかを次の市議会定例会で報告し、その内容は市議会だよりや立川市のホームページ上に掲載されています。</p> <p>多摩地域の他市と同様、府中市においても、陳情及び請願が採択された後、市はどのような対応をしたかについての処理状況を定例議会ごとに市議会のウェブサイトや市議会だよりなどで市民に公表することを希望します。</p> <p>以上の理由により、次の事項について陳情いたします。</p>				
〔陳情事項〕 <p>採択された陳情及び請願に対して、市がどのように対応したかについての処理状況を定例議会ごとに市議会のホームページや市議会だよりなどで市民に公表することを要望します。</p>				
付託する委員会				

陳 情 番 号	1 0	受理年月日	令和4年8月22日
陳情人住所氏名	府中市若松町2 - 5 - 21 若松町二丁目地区計画を守る会 陳情人代表 高 木 勉		
件 名	若松町二丁目地区の地区計画の理念に反した現計画の見直しの指導について求める陳情 - 若松町二丁目5番地の40における22戸7畳ワンルームの狭小住宅の計画見直し -		
〔陳情の趣旨〕			
<p>府中市の若松町二丁目5番地の40の土地（884.67平方メートル）に地上5階建て、22戸の7畳ワンルームの狭小住宅が若松町二丁目地区の地区計画区域内に地区計画の理念を無視した建物計画が行われようとしております。</p> <p>22戸の7畳ワンルームのマンション計画は「国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等（以下、土地利用規制法）」の特別注視区域となる可能性が高い「航空自衛隊府中基地」の1.0キロメートルの範囲に予定されております。</p>			
〔理由または説明〕			
<p>当地区は、古くは三本木区画整理事業が行われた地区で、当時の土地所有者は府中市に無償で土地を提供した礎があり、今日の住みよい住環境があります。若松町二丁目には、大規模空地（駐車場）が残っており、計画がこのまま進めば、二丁目地区計画全体が骨抜きになることが懸念されます。当地区は、平成19年頃、ワンルームマンション建築計画を発端に、当地区の無秩序な建築計画を抑制するため、「閑静で落ち着いたある住環境を保全し、良好な景観を有する住宅市街地の形成」を理念に掲げ、若松町二丁目地区に地区計画の制限をかけることで資産価値が下がる可能性があるにもかかわらず、その理念を対象面積、約3.4ヘクタールの市民の方に説明を行い、90%以上の方の権利者の同意を得て、平成20年3月31日「若松町二丁目地区計画」を制定した地域です。</p> <p>若松町二丁目地区計画の「地区計画の方針、目標」には「東府中駅周辺との調和を図りながら、閑静で落ち着いたある住環境を保全し、良好な景観を有する住宅市街地を形成していくことを目標とする。」との記載があります。しかし、事業者の22戸の7畳ワンルームの狭小住宅のプランは私たちの地区計画の基本理念、方針、目標が無視された計画であると住民は感じております。</p> <p>また、若松町二丁目地区計画の「土地利用の方針」には「緑ゆたかでゆとりある良好な住環境の形成を図り、防災面や防犯面で安全、安心して暮</p>			

らせるまちづくりを進める。」としておりますが、令和4年8月9日の住民説明会では、工事方法は通学路にもかかわらず、通学時間に工事車両が通過する工程、また、建設後のゴミの管理は週に1回、建築後の建築物の管理方法も曖昧で、地域からも様々な不安の声が上がっております。それだけでなく、将来的に、所有者不詳となる住居となる可能性があることに特に住民は不安を抱えており、若松町二丁目地区計画はもとより、土地利用規制法の観点からも、防災面や防犯面で安全と言える計画ではないとの声が多数上がっております。よって、住民は事業者に対して、若松町二丁目地区計画の理念をもっと理解をした上で、抜本的な計画の見直し（ファミリー向け）を行うよう要望いたしました。

当地区は三本木区画整理事業の礎の基、地権者90%以上の同意を得た地区計画区域です。府中市におきましては、事業者に対して、若松町二丁目地区の地区計画の基本理念、方針、目標に沿った建築計画を行うよう、ご指導していただきたく、ここに陳情いたします。

付託する委員会	
---------	--